

# 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 都道府県等管理河川での取組について





# 水防災意識社会の再構築とは

## ■近代的河川改修が実施される以前

施設の能力が低く、水害は日常的に起こるものと認識されており、その頃は水害を「我がこと」として捉え、これに自ら対処しようとする意識が社会全体に根付いていた。

- ＜例＞・水屋（水害時の避難場所として高い場所に作った建物）  
・上げ舟（水害に備えて軒下に備え付けられた小舟） など

水防災意識

## ■近代的河川改修が進んだ明治以降

水害の発生頻度が減少したことに伴い、社会の意識は「水害は施設整備によって発生を防止するもの」へ変化していった。

水防災意識の変化

鬼怒川の水害など、施設の能力を上回る洪水が発生

水防災意識社会の再構築

「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備えることが必要

# 水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

**<ソフト対策>** ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

**<ハード対策>** ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

## 主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

**<危機管理型ハード対策>**  
○越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進  
いわゆる粘り強い構造の堤防の整備

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>



**<洪水を安全に流すためのハード対策>**  
○優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施



**<住民目線のソフト対策>**

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
  - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
  - ・住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
  - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
  - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
  - ・水位計やライブカメラの設置
  - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

家屋倒壊危険区域※

※ 河川堤防の決壊に伴う洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

# 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の都道府県管理河川への拡大

本年の相次ぐ台風災害による甚大な被害状況等を踏まえ、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を更に推進するため、「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を都道府県管理河川に拡大する。

## 1. 取組の内容

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、河川管理者、市町村等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進める。

## 2. 協議会等の進め方

### (1) 協議会の設置

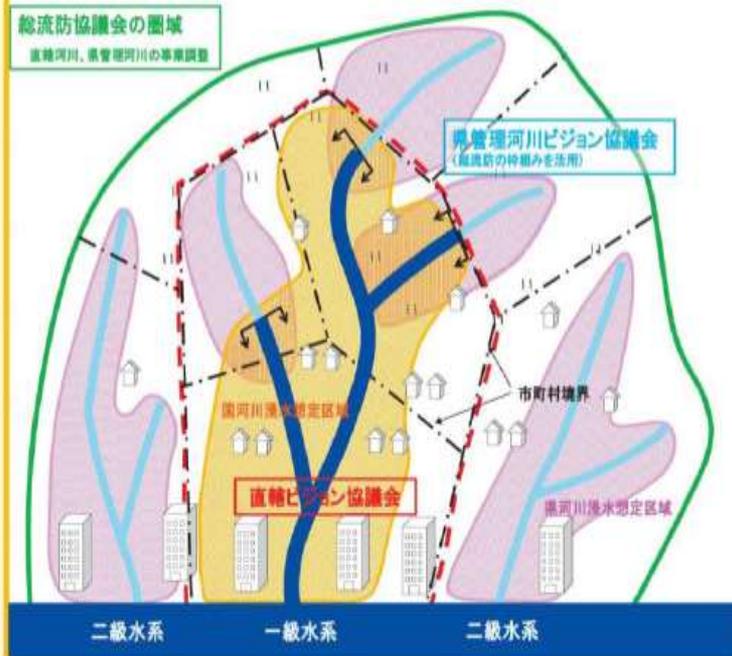
- ・洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置。
- ・総合流域防災協議会の圏域等を一つの単位として合同で開催したり、国管理河川において既に設置されている協議会の枠組みを活用するなど、地域の実情に応じて検討のうえ適切に設置。

### (2) 協議会の構成員

- ・都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者を基本とし、气象台など必要に応じて関係機関を追加。一級河川の指定区間が含まれる場合は関係する河川事務所等を追加。  
市町村を越えて広域避難が必要な状況等が想定される場合は、住民の避難先として圏域外の市町村や避難先の関係機関等を追加。
- ・全国の取組状況の情報提供等の技術的な助言や、機動的な災害時の広域的協力等のため必要に応じて国が参画。

### (3) 協議会での取組内容

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②地域の取組方針の作成(概ね5年以内で実施する取組内容)
- ③フォローアップ



◎協議会の実施状況：荒川圏域(三面川)【新潟県】(10/5第1回協議会)、雲出川圏域【三重県】(10/6第1回協議会)、肱川圏域【愛媛県】(10/20第1回協議会予定)

◎県管理河川における取組の相談窓口を、各地方整備局の地域河川課に設置。

【国土交通省資料より抜粋】

# ●水防法等の一部を改正する法律

## 背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、  
同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

## 法案の概要

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

### 1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

#### 大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

#### ▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



#### 市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

### 災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

## 2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

### 国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

### 民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

### 浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

#### 【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練の実施率

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)

⇒ 関係機関と連携し、

2021年までに100%を実現

大規模氾濫減災協議会の設置率

134/367協議会<sup>\*</sup>(約37%) (2016年12月)

⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に  
法定協議会へ改組予定

※ 法定協議会の母数は見込み

